

○農林水産省令第三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第一百四十五号）  
第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に  
基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月七日

農林水産大臣 野村 哲郎

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

(毒薬及び劇薬)

第六十三条 法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの(次の各号に掲げるものを除く。)であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。

一〇七 (略)

八 銀の無機酸塩類及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ ホ (略)

ヘ 一 容器中硝酸銀一二・六ミリグラム以下を含有する体外診断薬

断薬

九 十二 (略)

十三 (十) 一 二一メチル一四一オキソ一三一(二一プロピニル

一) 二一シクロペンテニル (十) 一 シス/トランススクリサンテマート(別名d・d-T八〇一プラレトリン) 及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 殺虫剤であつて一ミリリットル中(十) 一 二一メチル一四一オキソ一三一(二一プロピニル) 一 二一シクロペンテニル (十) 一 シス/トランススクリサンテマート一五ミリグラム以下を含有するエアゾール剤

ロ 殺虫剤であつて(十) 一 二一メチル一四一オキソ一三一(二一プロピニル) 一 二一シクロペンテニル (十) 一 シス/トランススクリサンテマート四パーセント以下を含有する蒸散させて用いる液剤

ハ (十) 一 二一メチル一四一オキソ一三一(二一プロピニル) 一 二一シクロペンテニル (十) 一 シス/トランススクリサンテマートを担体に吸着させた殺虫剤であつて一枚中(十) 一 二一メチル一四一オキソ一三一(二一プロピニル) 一 二一シクロペンテニル (十) 一 シス/トランススクリサンテマート一五ミリグラム以下を含有するもの

ニ 殺虫剤であつて一錠中(十) 一 二一メチル一四一オキソ一

(毒薬及び劇薬)

第六十三条 法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの(次の各号に掲げるものを除く。)であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。

一〇七 (略)

八 銀の無機酸塩類及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

イ ホ (略)

(新設)

九 十二 (略)

(新設)

イ 殺虫剤であつて一ミリリットル中(十) 一 二一メチル一四一オキソ一三一(二一プロピニル) 一 二一シクロペンテニル (十) 一 シス/トランススクリサンテマート一五ミリグラム以下を含有するエアゾール剤

ロ 殺虫剤であつて(十) 一 二一メチル一四一オキソ一三一(二一プロピニル) 一 二一シクロペンテニル (十) 一 シス/トランススクリサンテマート四パーセント以下を含有する蒸散させて用いる液剤

ハ (十) 一 二一メチル一四一オキソ一三一(二一プロピニル) 一 二一シクロペンテニル (十) 一 シス/トランススクリサンテマートを担体に吸着させた殺虫剤であつて一枚中(十) 一 二一メチル一四一オキソ一三一(二一プロピニル) 一 二一シクロペンテニル (十) 一 シス/トランススクリサンテマート一五ミリグラム以下を含有するもの

ニ 殺虫剤であつて一錠中(十) 一 二一メチル一四一オキソ一

三一(ニ)プロピニル)―ニシクロペンテニル (十)―  
シス/トランス―クリサンテマート六〇〇ミリグラム以下を  
含有する蒸散させて用いるもの  
ホ 殺虫剤であつて一個中(十)―ニ―メチル―四―オキソ―  
三一(ニ)プロピニル)―ニシクロペンテニル (十)―  
シス/トランス―クリサンテマート一八ミリグラム以下を含  
有する燻煙くんさせて用いるもの

別表第二(第六十三条関係)

毒薬 (略)

劇薬

一〇四三三 (略)

四四四 d・d―T八〇―プラレトリン及びその製剤。ただし

殺虫剤であつてd・d―T八〇―プラレトリン五パーセン  
ト以下を含有するものを除く。

四四五〇四九九 (略)

五十 ポリエチレングリコール付加ネコエリスロポエチン(遺

伝子組換え)及びその製剤

五十一〇五十九 (略)

別表第三(第六十八条関係)

牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的  
とするものであつて、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩  
類並びにこれら含有する製剤。ただし、製剤である外用剤(抗菌  
性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシン  
を含有する外用剤、オルビフロキサシンを含有する外用剤、イ  
ベルメクチンを含有する外用剤(犬又は猫に使用することを目的  
とするものに限る。)、黄体ホルモンを含有する腔内適用の外用剤  
、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有  
する外用剤、モキシデクチンを含有する外用剤(犬又は猫に使用  
することを目的とするものに限る。)、エプリノメクチンを含有  
する外用剤(猫に使用することを目的とするものに限る。)、ラ  
タノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含む  
する眼適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外用剤

別表第二(第六十三条関係)

毒薬 (略)

劇薬

一〇四三三 (略)

(新設)

四四四〇四四八 (略)

(新設)

四九九〇五十七 (略)

別表第三(第六十八条関係)

牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫又は鶏に使用することを目的  
とするものであつて、次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩  
類並びにこれら含有する製剤。ただし、製剤である外用剤(抗菌  
性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシン  
を含有する外用剤、オルビフロキサシンを含有する外用剤、イ  
ベルメクチンを含有する外用剤(犬又は猫に使用することを目的  
とするものに限る。)、黄体ホルモンを含有する腔内適用の外用剤  
、シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有  
する外用剤、モキシデクチンを含有する外用剤(犬又は猫に使用  
することを目的とするものに限る。)、エプリノメクチンを含有  
する外用剤(猫に使用することを目的とするものに限る。)、ラ  
タノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含む  
する眼適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外用剤

を除く。)を除く。

一〇百二十九 (略)

百三十 ポリエチレングリコール付加ネコエリスロポエチン (遺  
伝子組換え)

百三十一〇百四十九 (略)

を除く。)を除く。

一〇百二十九 (略)

(新設)

百三十〇百四十八 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。